

条件付一般競争入札説明書

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後 2 年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条 1 項の規定による許可を受けていること。
- (4) 法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期間（経営事項審査の審査基準日から 1 年 7 月）を経過していないこと。
- (5) 入札公告に明示する入札書類到着期限から開札の時までの間に、宮古市から市営建設工事に係る指名停止措置基準（平成 17 年宮古市告示第 17 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

2 施工実績

- (1) 実績と認められるものは、工事が完成し、入札参加資格確認資料の提出期限までに引き渡し完了しているものであり、○年 3 月以前の発注についても、○年 4 月以降に完成し引き渡しになれば実績となること。
- (2) 複数の施工実績を合算する場合は、一体的な施設等として、連続した年度で別発注部分が特命の随意契約であった場合に限り認められること。この場合、当該複数の諸元数値をもって施工実績とみなすことができること。

3 配置予定技術者

- (1) 「これと同等以上の資格」とは、次の例によること。
 - ア 一級土木施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 一級建設機械施工技士及び技術士
 - イ 一級建築施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 一級建築士
 - ウ 一級電気工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 技術士
 - エ 一級管工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 技術士
- (2) 配置予定技術者は、施工経験時の地位がより高い者が望ましいこと。また、施工経験時の状況が見習いの場合、実質的に工事に関与していなかった場合は、経験として認めないこと。
- (3) 配置予定技術者の工事経験は、工事の着手から完成まで携わった者を原則として認めるものであるが、社内人事等の都合で一部の期間しか携わらなかった者でも認められる場合があること。ただし、全工期の半分に満たない期間の経験であれば認めないこと。
- (4) 配置予定技術者に一定の資格要件（例：一級〇〇技士）を設定している場合、「施工経験」時に当該資格の保有は要件としていないこと。
- (5) 会社（業者）としての施工実績の要件と同等の工事経験を配置予定技術者の要件として設定している場合、「入札参加資格で求める施工実績」に記載した工事とは別の工事も認められること。
- (6) 配置予定技術者を、本実施要綱第 4 条第 1 項第 6 号の規定により専任で配置しなければならない場合は、現在どの工事にも配置されていない者を配置すること。ただし、入札公告の対象工事の契約時までには当該技術者が専任で配置されている工事が完成し引き渡し完了の見通しにある場合はこの限りでないこと。
- (7) 契約締結後は、配置技術者について、契約管財課長に現場代理人等通知書の写しを提出し、配置技術者の資格や施工経験等の確認を受けたうえ、工事所管課に原本を提出すること。（別添フロー図参照）

- (8) 配置予定技術者は、合理的な理由があれば変更することができるが、変更する場合は現場代理人等変更通知書の写しに配置予定技術者調書（様式9号）を添付して、契約管財課長に提出すること。（別添フロー図参照）

4 特定共同企業体（以下JVという。）

- (1) JV名称の表現は、代表者を頭書に出資比率の多い順（同率の場合は任意）に並べること。
（株式会社→株）例：〇〇建設株・株〇〇建設特定共同企業体

5 入札参加資格が認められない落札候補者に対する説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた落札候補者は、市長に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。
ア 提出期限 通知を受けた日から起算して3日以内の午後5時まで（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。以下同じ。）
イ 提出場所 宮古市総務部契約管財課
ウ 提出方法 書面（様式任意）は持参又は郵送によるものとする。
(2) (1)への回答は、書面の到着後3日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 設計図書等及び一般的事項に関する質問

- (1) 設計図書等に関する質問については、契約管財課に対して電子メールにより入札書類の到着期限の7日前までに行うこと。回答については、契約管財課のホームページに入札書類の到着期限の5日前から掲載すること。ただし、入札公告の日から入札書類の到着期限までの間に連休等がある場合は、この限りではない。
(2) 一般的事項に関する質問については、電話又は口頭により照会して差し支えない。

7 工事費内訳書

工事費内訳書は、様式第5号によるものとし、工種の項目は工事所管課が定め、公告と同時に契約管財課のホームページに掲載すること。

また、内訳の記載がないもの、及び工事内訳書と入札書の金額が一致しないものは無効として取り扱うものであること。

8 その他

- (1) 手続における交渉は無いこと。
(2) 提出された書類は返却しないこと。
(3) 郵送料等、入札参加に係る全費用は、入札参加希望者の負担とすること。
(4) その他入札参加資格の確認にあたり、必要な書類の提出を求める場合があること。